

赤 監 第 44 号
令和 6 年 3 月 25 日

赤 磐 市 長 友 實 武 則 殿
赤磐市議会議長 佐 藤 武 殿

赤磐市監査委員 近 藤 常 彦
赤磐市監査委員 原 田 素 代

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和 5 年度公の施設の指定管理者監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

2 監査の期日

令和 6 年 2 月 15 日（木）

3 監査の対象

指定管理者	社会福祉法人 社会福祉協議会
施設名	赤磐市山陽総合福祉センター
所管部署	保健福祉部 社会福祉課

4 監査対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日

5 監査の対象事項

公の施設の指定管理に係る出納およびその他の事務の執行

6 監査方法

令和 5 年度における指定管理に関する業務が関係法令、協定書及び事業計画書に沿って行われているかどうかを主眼とし、職員及び所管部署（社会福祉課）職員の出席のもと、関係資料に基づき説明を受け実施した。

第 2 監査対象の概要

○ 指定管理に係る施設の概要

施設名称	赤磐市山陽総合福祉センター
所在地	赤磐市河本 778-1

○ 指定管理者

名称	社会福祉法人 社会福祉協議会
所在地	赤磐市河本 778-1
指定管理者の指定	令和 2 年 4 月 1 日

(1) 令和 5 年度施設利用状況(令和 5 年 12 月 31 日時点)

赤磐市山陽総合福祉センター

部屋利用者状況

利用者延人数	8,067 人
--------	---------

利用者平均延人数	月/177 人
----------	---------

デイサービス利用者状況

実利用者数	7,087 人
-------	---------

利用者延人数 35,535 人
ももっこ作業所
登録者 8 名
通所者 6 名

(2) 指定管理料について

赤磐市山陽総合福祉センターの管理に関する年度協定書第 3 条の規定により、赤磐市山陽総合福祉センター指定管理料として 13,572,000 円を四半期に分割し支出。

(3) 指定管理業務の内容について

構成施設及び業務の範囲

名称及び所在地	業務等の範囲
【赤磐市山陽総合福祉センター】 赤磐市河本 778 番地 1	(1) センターの利用の許可に関する業務 (2) センターの維持管理に関する業務 (3) 利用料の徴収に関する業務 (4) センターの設置目的を達成するために必要な業務 (5) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務 (6) その他市長が必要と認める業務

第 3 監査の結果

令和 5 年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

しかし、次のとおり一部改善を要する事項があったので、指定管理者にあっては所管部署との協議により、適切な措置を講じ、所管部署にあっては指定管理者に対する指導を含め、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

1 物品の管理等について

「赤磐市総合福祉センター指定管理業務仕様書」10 物品の管理等 (3) に、「指定管理者は、物品の管理について善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、備品台帳を備え、取得及び廃棄等の異動について随時、市に報告しなければならない。」とあるが、備品台帳が確認できなかった。また備品シールの貼付がなかった。備品台帳を整備し、協定書及び仕様書等の定めに従い適正に管理されたい。

2 管理運営のための体制の整備について

「赤磐市総合福祉センター指定管理業務仕様書」7 センターの管理運営業務の内容 (7) ④に、「防災対応マニュアル（勤務時間外及び休日における連絡体制を含む。）を作成し、市長に提出すること」とあるが、「防災対応マニュアル」が作成されておらず、市長への提出も確認できなかった。予期せぬ災害等が発生した場合にも適正に対応できるよう火災に限らず地震等も対象とした防災・安全・避難マニュアルを早急に作成し、危機管理体制の確立を図られたい。

3 所管課について

所管課においては、仕様書の内容を満たしていない事項に関しては改善に向けた確に指導されたい。

第4 意見

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減などを図るものである。

新型コロナウイルス感染症拡大以降、減少傾向にあった利用者人数は、前年度より増加が見られ始め、今年度も前年度と同様の利用傾向である。今後においても、引き続き感染症対策を講じつつ、指定管理者自らの創意工夫と経験を活かし、施設の適正な管理運営に努められたい。

また、所管課である社会福祉課においては、今後とも、監督責任者として指導監督を行い、管理業務の履行確認に十分留意するとともに、改善を要するものについては、迅速にその措置を講じられたい。